

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
C118-00	114746550	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料（非小細胞肺癌）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
K000-00	150454090	再製造単回使用医療機器使用加算（心腔内超音波プローブ（磁気））	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省告示第57号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」に基づき新設
K522-02	150454150	食道ステント留置術（冷凍アブレーション用バルーンカテーテル）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
K559-03	150454250	経皮的三尖弁クリップ術（経皮的三尖弁クリップシステム）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
K613-00	150454350	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）（腎神経焼灼用カテ）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
K773-04	150454450	経皮的腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）（肝腫瘍等）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
K773-04	150454550	経皮的腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）（腎血管筋脂肪腫）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第5号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
D006-27	160244050	H E R 2 遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第6号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D006-27	160244150	E S R 1 遺伝子検査（乳癌）	3（新規）		新	設	【令和8年3月診療分から適用】 令和8年2月27日付け厚生労働省保医発0227第6号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設